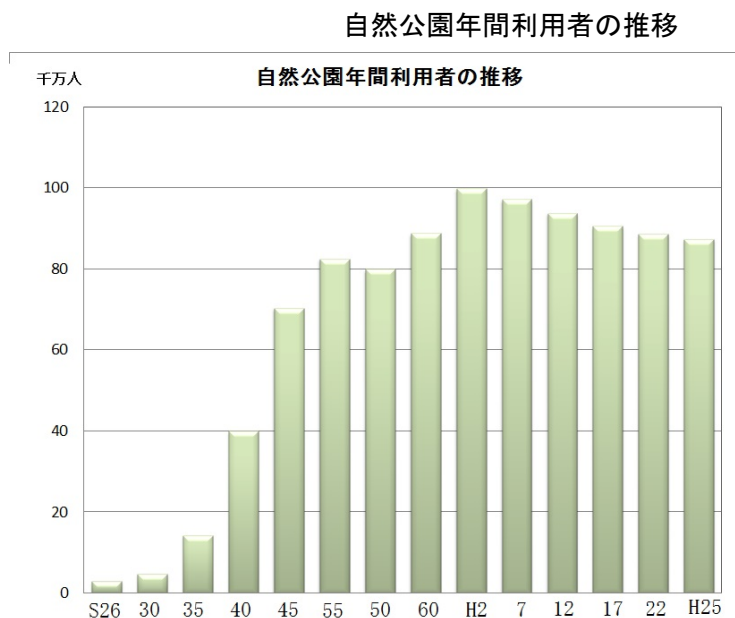


### 第三章 自然地域の利用

#### 3.1 自然公園の利用

平成 24 年の環境省の調査によると、日本の自然公園利用者は国立公園で 30,904.3 万人、国定公園で 27,001 万人、都府県立自然公園で 22,886 万人、合計で 80,791 万人となっている。日本の総人口は 127,336 千人であるから、1 年に国民 1 人当たり 10 回弱が自然公園を利用していることになる。

下のグラフは環境省の統計データを示すが、昭和 40 年代に驚異的な増加をみて、平成 2 年のピークから暫時減少をしている。



環境省データから

日本の国立公園政策が自然の景観地を保護すると同時に「利用の増進」を図ってきたことをバックグラウンドに、有名山岳観光地の多くで過度の観光開発がなされ、それにともなって登山者や観光客が殺到してオーバーユースによる自然荒廃が看過できない状況になってきていることは、今や関係者の間で共通の認識になっている。

#### 自然地の利用

(保健・体育としての利用)	(それ以外の利用)
1) 観光 (探勝、写真、絵画・・・)	1) 生業 (林業、農業、狩猟、漁業、採集、観光)
2) 野外活動 (自然学習、観察会、バードウォッチング、キャンプ、ピクニック、バーベキュー・・・)	2) 学術研究 (市民科学者)
3) ハンティング (釣、狩猟、山菜採り、茸狩り、・・・)	3) 信仰 (登拝、巡礼)
4) スポーツ (トレラン、トレイルウォーク、スキー、スノボ、バイク、カヌー、ダイビング・・・)	4) 管理 (送電線、無線基地、電波塔・・・)
5) 登山 (縦走、クライミング・・・)	5) 資源利用 (発電、温泉、鉱物、木材、薪炭・・・)

#### 3.2 登山人口

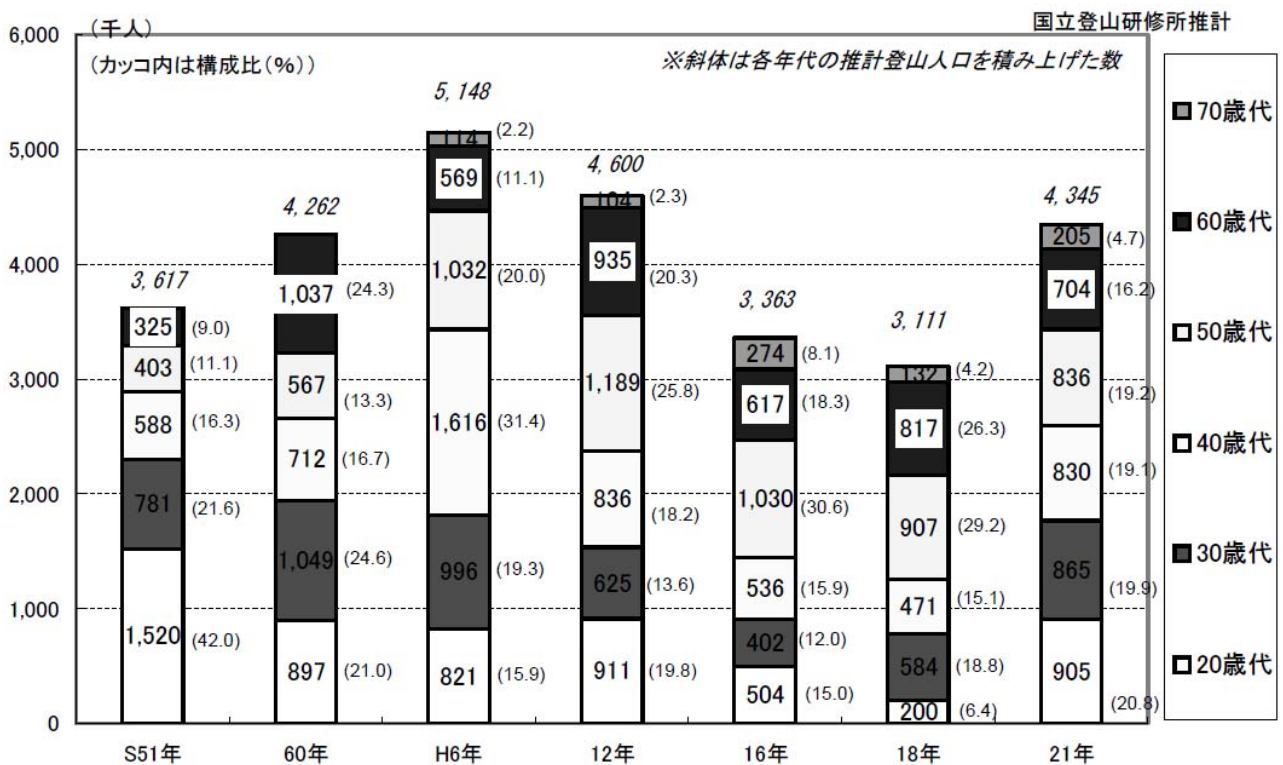
明治時代になって黎明した「近代登山」、1921 年 (大正 10 年) の槇有恒のアイガー東山稜登攀をきっかけとして、大正末期にアルピニズムの時代に入った。「先鋭的な登攀」が実践され、「岩と雪の時代」「バリエーションの時代」と呼ばれ、より困難なルートの制覇を目指す登山が行なわれた。戦乱期で途絶えた登山も再びブームを迎え、1960～70 年代になって、職域や地域の社会人をグループに山岳部や山岳会が作られ、「先鋭的な登攀」を続ける一方で、ハイキングから縦走登山、岩登りまで、好みと能力

にあわせて広く楽しむようになった。1990年代前半には中高年を中心とした第二次登山ブームとされる中高年世代を主体とする「名山」登山が起こる。このブームの背景には、バブル時に海外旅行三昧をしていた人々が、バブルがはじけ社会景気が悪化した時代でも経済的に“非日常感”を味わえ、健康への強い願いからと登山を盛んにおこなったと考えられる。そして、2007年頃から現在まで続く第三次登山ブームとなった。中高年が主流であった登山に若者が注目しはじめ、2009年から2010年にかけて「山ガール」といった言葉が注目を集めた。このきっかけとなったのが、「山スカ」に代表されるファッションアイテムや、トイレなど環境整備の進んだ山小屋などの山岳施設である。「ツアー」と呼ばれる「お金」を出せば安直に登山ができる商業登山ブームが拍車をかけて、登山人口がふえてきた。

一方、2000年代以降になって、経営合理化などで実業団スポーツの廃止などから山岳部や山岳会が次第に衰退し始め、登山者の組織（クラブ）減るとともに、それに所属しない人々の登山が増えている。規律や拘束の多さを敬遠する風潮が強まり、近年の「山ガール」に代表される登山人気もあって個人指向が進み未組織登山者が増えているとされる。警察庁生活安全局地域課が平成28年6月16日に発表した「平成27年中における山岳遭難の概況」のなかで、発生件数、遭難者、死者・行方不明者が、統計の残る昭和36年以降で最も高い数値となった。（3年連続の増加）とし、依然と増加する山岳事故の厳しい状況を指摘した。「未組織登山者にも経験豊富な人はいるが、基本的な知識が身に付いていない人が多いのでは」との指摘もある。

一方、「登山におけるモラルとかマナーが低下」とか、「オーバークース等の利用者自身による自然への影響」が懸念されている。

「体力・スポーツに関する世論調査(内閣府)」の年代別登山実施率からの推計登山人口



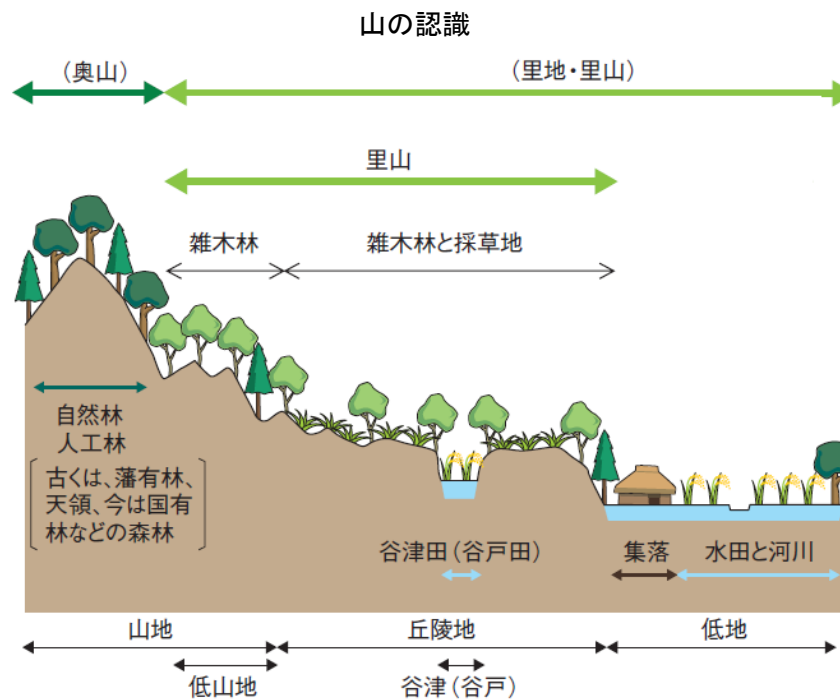
注1)「体力・スポーツに関する世論調査」:内閣府平成21年9月 全国20歳以上の者を対象に無作為抽出 標本数3,000人

注2)「登山人口」は、「体力・スポーツに関する世論調査」の結果を基に、当該年9月現在の総務省推計人口から算出

注3)「登山実施率」は、「体力・スポーツに関する世論調査」による各年代の登山(クライミング)実施率

### 3.2 山の認識

人の生活（文化）を中心において山を見てみると、次の図のようになる。人家の裏山（里山）があって、薪炭などの生活物資や落葉など農業材料（肥料）などを得ていた。里山の背後は奥山がせまり、地域により神聖な場所ともなされていた。奥山の先も「嶽（ダケ）」呼ばれる区分があったようだ。日本の登山は多くの場合、里山を経て奥山に向かう、更にはダケに登るといったもので、この範囲が山ということになる。



### 3.3 山岳自然の課題

山岳自然の共通的に指摘される課題を挙げると次のようになると考えられる。

- 1) 生物多様性の衰退  
(森林破壊・過放牧・過度な焼き払い、種の減退、浸食、植生衰退、山岳地の原生の減退、里山の過疎化、人工林の荒廃、外来生物、動物生息域の変化、動植物の絶滅危惧)
- 2) 地上景観の異常変化  
(森林破壊、採鉱、水力発電、道路、鉄道、鉄塔、通信塔、トンネル、スキー場、観光開発に伴う施設)
- 3) 気候変動と公害  
(温暖化・異常気象、自然災害、酸性雨、オゾン層破壊、干ばつ・砂漠化、水質汚染、大気汚染、スモッグ、騒音公害など)
- 4) ダメージを受けやすい地域の過剰利用  
(観光過剰開発、入域者の増加に伴う自然の劣化、山岳トイレ、登山道疲弊)

山岳地域に限らず、地球全域で温暖化、酸性雨・PM2.5 など地域・国境を越えた地球規模の環境問題も重視されるようになり、環境を汚染・破壊する原因は多様・複雑になってきた。これらの問題を解消するには、個人の領域をはるかに超えている。

しかし、オーバーユース等の利用者（登山者）自身による問題も、環境を汚染・破壊する一つの原因であることには間違いはなく、身近で重要な課題である。

## 第四章 山でのルールとマナー

「もの」は使うことにより、消耗や、綻びが生じるものです。登山に自然のフィールドがあることが大前提ですから、登山の楽しみを子子孫孫へ永く伝えていくためにも、登山者にできる環境への配慮が必要である。

- 1) 人としての責務： 山岳自然を尊び、愛護するとともに、今ある自然を将来へ伝えるとの責務が登山者自身に求められるのではないのでしょうか。
- 2) 利用者負担： 得た恩恵に対して、相応の礼をつくすことが必要ではないのでしょうか。自然環境を保全するための取り組みや費用について応分の負担を考えるべきではないのでしょうか。
- 3) 自己責任： 自然の厳しさなどを理解し、自らの責任を自覚して行動するべきでないのでしょうか。
- 4) 環境教育： 周りの人々と一緒に体験を通して学び、生きる力を育むべきではないのでしょうか。
- 5) 行動指針： 山でのルールとマナーを尊重し、それらを実践することが必要ではないのでしょうか。

### 4.1 憲章

自然保護憲章、富士山憲章、磐梯山憲章、屋久島憲章などがある。共同体の構成員相互の連帯感や共感を醸成することに主眼があり、法的な規制力を担保していない。一般に、簡潔な表現で、肯定的な目標を掲げている。

#### 1) 自然保護憲章

1968年(昭和43年)4月に行われた「自然公園制度のあり方に関する自然公園審議会答申」において、「自然保護憲章」の制定に関する国民運動を推進すべき旨を指摘されたことなどに呼応して、1974年(昭和49年)1月18日に、国民の各界を代表する全国的な団体39団体と32人の学識経験者より成る自然保護憲章制定国民会議準備委員会が結成、自然保護憲章制度国民会議(森戸辰男議長)が組織され、1974年(昭和49年)6月5日にわが国の全国的組織149団体で組織する自然保護憲章制定国民会議で全国的な憲章として制定に至った。

自然保護憲章	
<p>自然は、人間をはじめとして生きとし生けるものの母胎であり、厳粛で微妙な法則を有しつつ調和を保つものである。</p> <p>人間は、日光、大気、水、大地、動植物などとともに自然を構成し、自然から恩恵とともに試練をも受け、それらを生かすことによって、文明を築きあげてきた。</p> <p>しかるに、われわれは、いつの日からか、文明の向上を追求あまり、自然のとうとさを忘れ、自然のしくみの微妙さを軽んじ、自然は無尽蔵であるという錯覚から資源を浪費し、自然の調和をそこなってきた。</p> <p>この傾向は近年とくに著しく、大気の汚染、水の汚濁、みどりの消滅など、自然界における生物生存の諸条件は、いたるところで均衡が破られ、自然環境は急速に悪化するにいたった。</p> <p>この状態がすみやかに改善されなければ、人間の精神は奥深いところまでむしばまれ、生命の存続さえ危ぶまれるに至り、われわれの未来は重大な危機に直面するおそれがある。しかも、自然はひとたび破壊されると、復元には長い年月がかかり、あるいは全く復元できない場合さえある。</p> <p>今こそ、自然の厳粛さに目覚め、自然を征服するとか、自然は人間に従属するなどという思いあがり捨て、自然をとうとび、自然の調和をそこなうことなく、節度ある利用につとめ、自然環境の保全に国民の総力を結集すべきである。</p> <p>よってわれわれは、ここに自然保護憲章を定める。</p>	<p>自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。 自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。 美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 自然を大切にし、自然環境を保全することは、国、地方公共団体、法人、個人を問わず、最も重要なつとめである。</li> <li>二 すぐれた自然景観や学術的価値の高い自然は、全人類のため、適切な管理のもとに保護されるべきである。</li> <li>三 開発は総合的な配慮の元で慎重に進められなければならない。それはいかなる理由による場合でも、自然環境の保全に優先するものではない。</li> <li>四 自然保護についての教育は、幼い頃からはじめ、家庭、学校、社会それぞれにおいて、自然についての認識と、愛情の育成につとめ、自然保護の精神が身についた習性となるまで、徹底をはかるべきである。</li> <li>五 自然を損傷したり、破壊した場合は、すべてすみやかに復元につとめるべきである。</li> <li>六 身近なところから環境の浄化や緑の造成につとめ、国土全域にわたって美しく明るい生活環境を創造すべきである。</li> <li>七 各種の廃棄物の排出や薬物の使用などによって、自然を汚染し、破壊することはゆるぎされないことである。</li> <li>八 野外にごみを捨てたり、自然物を傷つけたり、騒音を出したりすることは、厳に慎むべきである。</li> </ol>

## 2) 山はみんなの宝憲章

「山はみんなの宝」憲章は、山岳関係者ばかりでなく広く国民一般に、山域の環境保全の重要性を理解してもらおうとともに登山者等が山域を利用する際の行動指針を共有することを目的として、多くの団体、個人の賛同を得て、同制定委員会（座長 櫻井正昭氏）によって2013年6月27日に制定された。

2010年、環境省内部の事業仕分けにより山小屋のトイレ補助金が廃止されそうになった際、補助金存続のアピールを行なうために集まった山岳関係者等の間で、補助金の存続ばかりでなく、広く山域の環境保全の必要性を国民一般に訴え、登山者等の行動指針を策定する必要性が議論されたのがこの憲章制定のきっかけとなった。

山はみんなの宝憲章	
<p>日本は、四方を海にかこまれた山国です。雪をいただいた高い山から、身近な里山まで、山は私たちのふるさとの風景として親しまれてきました。</p> <p>古くから日本人は、山を畏れ敬い、山のもたらす豊かな恵みに感謝して生きてきました。美しい日本の山は、世界に誇る私たちの共有財産であり、心のよりどころとなっています。</p> <p>森林におおわれる山は、澄んだ空気と清らかな水をもたらし、多様な生きものとともに、私たちの生活を守っています。山の自然がおりなす四季の移ろいは、私たちに、やすらぎ、まなび、ふれあいの場を提供し、すこやかな心と体を育ててきました。</p> <p>この大切な山では、森林の荒廃、生態系の損傷、入山者の遭難など、自然の保護と利用にかかわる様々な問題がおきています。このような山をめぐる課題に、私たちは真摯に向きあい、みずから考え行動しなければなりません。</p>	<p>このため、山の自然と文化を守り、山の恵みを次代に引く継ぐため、ここに「山はみんなの宝」憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 私たちは、山をうやまい、山に親しみ、山の意自然と文化を守り、次の世代に引き継ぎます。</li> <li>1. 私たちは、自然のもたらす豊かな恵みに感謝し、山の自然環境を保全するための取り組みや費用について、応分の負担をします。</li> <li>1. 私たちは、山の厳しい自然と謙虚に向き合い、安全な利用を心掛け、自らの意責任を自覚して行動します。</li> <li>1. 私たちは、未来を担うこどもたちとともに、山での楽しい自然体験を共有し、生きる力を育みます。</li> </ol> <p>私たちは、地域の山ごとにルールとマナーが作られるよう、その取り組みを支持するとともに、適正な利用の普及啓発に取り組みます。</p>

## 3) 富士山憲章

静岡・山梨の両県は、平成10年11月18日には、日本のシンボルである富士山を世界に誇る山として、後世に継承するための全国的運動の原点となる「富士山憲章」を制定した。

富士山憲章	
<p>富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。</p> <p>富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。</p> <p>富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育ててきました。</p> <p>しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。</p> <p>富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。</p>	<p>私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。</p> <p>今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。</p> <p>よって、静岡・山梨両県は、ここに富士山憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。</li> <li>1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。</li> <li>1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。</li> <li>1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。</li> <li>1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。</li> </ol>

## 4.2 カントリーコード

利用の心構え、禁止事項、注意事項、利用マナー等で構成され、利用にあたってのマナー向上を目指して策定された地域ルール集。英国 1930 年代頃のトレッカーのルール・マナーを定めたことに倣う。

富士山カントリーコード	
1 美しい富士山を後世に引き継ぐ	6 車道外へ車両等を乗り入れない
2 ゴミは絶対捨てずに、すべて持ち帰る	7 溶岩樹型等の特殊地形を壊さない
3 ゴミになるようなものを最初から持っていない	8 駐車場ではアイドリングをしない
4 登山道はずれて歩かない	9 動植物を採らない
5 登頂記念の落書きをしない	10 トイレなど公共施設をきれいに使う

小笠原カントリーコード	
1 貴重な小笠原を後世に引き継ぐ	6 さんご礁等の特殊地形を壊さない
2 ゴミは絶対捨てずに、すべて持ち帰る	7 来島記念などの落書きをしない
3 歩道はずれて歩かない	8 全島キャンプ禁止となっているので、キャンプはしない
4 動植物は採らない、持ち込まない、持ち帰らない	9 移動は、できるだけ自分のエネルギーを使う
5 動植物に気配りをしながら、ウォッチングを楽しむ	10 水を大切に、トイレなど公共施設をきれいに使う

南アルプス・カントリーコード	
<p>お願い 1 この地域の高山植物や動物は、数回の氷河期を経て、今もお山岳の厳しい環境に耐えています。これらの動植物が、いつまでも見られるよう、一人一人がやさしい気持ちで自然に接し、採ったり、傷つけたりしないようにしましょう。</p> <p>お願い 2 登山道以外の場所には貴重な高山植物や多くの野生動物たちが生息しています。登山道を外れての歩行や写真撮影は、行わないようにしましょう。</p> <p>お願い 3 犬などのペットを持ち込むことは、ライチョウやオコジョなどの小動物に脅威を与えたり、野生動物の間に伝染病を持ち込む恐れもあります。ペットは持ち込まないようにしましょう。</p>	<p>お願い 4 先のとがったストックは危険であるばかりか、他の利用者に迷惑を及ぼしたり、植物や歩道を痛める場合があります。使う場所を考える、ゴムキャップの利用など、心がけましょう。</p> <p>お願い 5 自分で持ち込んだゴミは全て持ち帰りましょう。</p> <p>お願い 6 登頂記念は写真におさめ、記念看板の設置や岩などへの落書きはしないようにしましょう。</p> <p>お願い 7 山小屋、避難小屋などの施設は遭難救助の基地ともなる大切なところです。みんなできれいに大切に使いましょう。</p>

秩父多摩甲斐国立公園カントリーコード	
1 ゆっくり静かに自然を楽しむ	6 登山道や遊歩道からはずれて歩かない
2 計画や準備は万全にする	7 動植物はとらない
3 土地所有者や管理者の善意を尊重する	8 山火事をおこさない
4 駐車場でのアイドリングをしない	9 キャンプはキャンプ場でおこなう
5 ゴミは絶対捨てずに、すべて持ち帰る	10 トイレなどの公共施設をきれいに使う

屋久島カントリーコード	
1 動植物を採らない	5 キャンプは決められた場所です
2 野性動物にエサをやらない	6 決められた道を歩く
3 ゴミを捨てない、ゴミは持ち帰る	7 森の中ではたき火をしない
4 登山するときは登山届けを出す	8 島の人々の文化や暮らしを尊重する

## 4.3 ルール

自然保護を目的にした入山（入域）ルール

利尻ルール
1 携帯トイレを使うこと
2 スtockにキャップを付けること
3 植物の上に座らない、踏み込まない

白神登山ルール	
1 植物を採取しない	5 トイレは入山前に済ます
2 歩道を外れて歩かない	6 焚き火は禁止です
3 ペットの同伴はダメ	7 遺産地域内は禁漁区です
4 ゴミは持ち帰る	



**× これはやめよう**  
**たき火**

たき火は原則禁止です



山でのたき火は環境への負荷が大きい。

**× これはやめよう**  
**ルート工作**

新たに刈り分けを作ったり、ピンクテープを残置しないようにしましょう。



**これは禁止です** **知床沼周辺は野営禁止**

指定区域を除く南・北沼岸の湿原域及びその周辺の湿原域では野営を行わない

テントはロープの張ってある区域内で



**フィールドに出る心構え**

**自己責任で行動する**

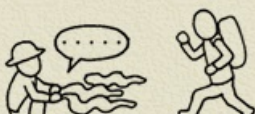
安全は保証されていません。事故が起これば大勢の人に迷惑がかかります。



**フィールドに出る心構え**

**漁師さんに迷惑をかけない**

海岸の多くは昆布干し場。漁業の仕事の邪魔にならないように気をつけよう！



東京都自然公園利用ルール

<p>(個人利用全般について)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ごみは必ず持ち帰りましょう</li> <li>登山道を外れないようにしましょう</li> <li>動植物、鉱物を大切にしましょう</li> <li>野生動物にエサを与えたり、むやみに近づかないようにしましょう</li> <li>自然の音を聞きましょう</li> <li>山に入るときは行き先を知らせておきましょう</li> <li>集団で行動するときは周りに気を配りましょう</li> <li>喫煙をするときは他の利用者に配慮しましょう</li> <li>登山道具使用の際は自然や施設を傷めないように注意しましょう</li> <li>生態系に影響を与えるおそれがある動植物を持ち込まないようにしましょう</li> </ol>	<p>(ペット同伴の個人利用)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>11 同伴する動物はしっかりと管理しましょう</li> <li>12 病気のペットは同伴させないようにしましょう</li> <li>13 フンの後始末は必ずしましょう</li> </ol> <p>(トレランの個人利用)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>14 追い越し・すれ違いのときは歩きましょう</li> <li>15 混雑時は歩きましょう</li> <li>16 登山道の路面状態が悪いときは歩きましょう</li> <li>17 高尾山の自然研究路1号路は歩きましょう</li> <li>18 登山道は歩行を目的に整備されていることに留意しましょう</li> <li>19 自然環境が脆弱な地域への乗り入れは控えましょう</li> </ol> <p>(個人利用のマウンテンバイク)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>18 登山道は歩行を目的に整備されていることに留意しましょう</li> <li>19 自然環境が脆弱な地域への乗り入れは控えましょう</li> <li>20 原動機付き車両の乗り入れはやめましょう</li> </ol>
---	---

伊吹山利用と保全のローカルルール

<p>(お花畑の植生保護等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人の踏みつけによって、お花畑が失われています。歩道を外れて花畑へ立ち入らないでください。</li> <li>・ロープや柵が設置されている場所ではそれを越えて立ち入らないでください。</li> <li>・写真撮影時や観察時などに、歩道を外れたり柵を越えて立ち入ったりしないでください。</li> </ul> <p>また、歩道沿いの植物の踏みつけに注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真撮影時や観察時などに、他の利用者の通行のさまたげにならないように配慮してください。</li> <li>・東遊歩道は、岩やぬかるみがあり歩きにくく危険なので、注意が必要です。下り専用として利用してください。</li> </ul> <p>(希少動植物の保護)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライブウェイでは、動植物保護のためガードレールより外に立ち入らないでください。</li> <li>・猛禽類への餌付けなど野生動物に食べ物を与えることは、生態系を乱し野生生物に悪影響がありますので、絶対にしないでください。</li> <li>・動物の撮影や観察を目的として、接近や刈り払い等、動物の行動に影響を与える行為をしないでください。</li> </ul>	<p>(自然環境への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物の採集は禁止されています。また、石や落ち葉も伊吹山の生態系の一部です。持ち出さないでください。</li> <li>・外来種、園芸種を持ち込まないでください。外来種や園芸種が広がると、伊吹山在来種に影響を与え、お花畑の消失につながります。</li> <li>・野生動植物への影響や他の利用者への配慮から、駐車場から先(天然記念物指定区域内)へは、ペットを持ち込まないでください。</li> <li>・たき火、バーベキュー、コンロ使用など、火の使用は厳禁です。また、喫煙者は灰皿を携帯してください。(天然記念物指定区域内では、喫煙しないでください。)</li> </ul> <p>(ごみ、騒音等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみは全て持ちお持ち帰りください。</li> <li>・休憩場所などで大声や大きな音を出さないでください。</li> <li>・喫煙者は灰皿を携帯してください。(天然記念物指定区域内では、喫煙しないでください。)</li> <li>・トイレは登山口や山頂駐車場にあります。野外排せつはしないでください。</li> <li>・山での宿泊は山小屋や宿泊施設を利用してください。お花畑の踏みつけにつながりますのでテントでの野営は御遠慮ください</li> </ul>
--	---